

## 制度概要

佐々町中小企業振興資金保証（略称：佐々）		
目 的	佐々町内の中小企業の振興を図るため、町内中小企業への低利な融資の円滑化を図り、中小企業者の経営の健全な発展に資することを目的とする。	
保証の対象 (資格要件)	佐々町内に事業所を有し、同一事業を1年以上継続して営む中小企業であって、町税を完納している者。	
対象資金	事業資金（運転資金、設備資金）	
保証条件	貸付限度額	500万円以内
	保証期間	10年以内(うち据置1年以内)
	返済方法	分割返済(原則として1ヵ月毎の元金均等返済)、一括返済
	貸付形式	証書貸付、手形貸付
	担 保	必要に応じて徴求する
	保 証 人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要
	貸付利率	年1.40%
保証料率	基準料率	年0.45%～1.90%
	適用料率	①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(0.10%)を適用する。 ②物的担保の提供がある場合は、有担保割引(0.10%)を適用する。
	保証料補助	佐々町が1.00%を上限として補助を行う。 <u>ただし、令和2年5月1日から令和3年3月31日までの保証申込分に限り、全部を補助する。</u>
責 任 共 有	取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象	
取扱金融機関	十八親和銀行	
申 込 時 類 添 付 書 類	①町税の納税証明書(未納がない旨のもの)、佐々町中小企業振興資金貸付申込書(写)、佐々町中小企業振興資金貸付あっせん書(写)のいずれか ②その他保証協会が必要とする書類	
留 意 事 項	申込先：佐々町商工会、十八親和銀行	
実 施 日	平成30年 7月10日 創設 <u>令和2年 5月 1日最終改正</u>	